

委員会におけるヒアリングの方針について

1 ヒアリング実施時期

- ・ 2月上旬～3月上旬 （第4回～第6回委員会：計3回）

※ 予め、法人の概況や平成19年度の労使交渉の概況などの質問事項を提示し、回答を得た上で、ヒアリングを実施

2 ヒアリング対象（対象法人等の労使双方にヒアリングを実施）

（1） 対象法人等の選定の視点

- ① 協約締結権のない法人等
- ② 協約締結権のある法人等
- ③ 新たに協約締結権が付与された法人等
- ④ その他

（2） 具体的なヒアリング対象法人等

- ・ 国の各省庁、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人の中から選定

- ① 国 : 各省庁 3
- ② 地方公共団体 : 都道府県 1、政令市 1、一般市 2、町村 1
- ③ 独立行政法人 : 特定 1、非特定 1
- ④ 国立大学法人 : 1

3 主なヒアリング項目

(1) 協約締結権の付与に対する総合的評価

- ・ 業務能率、コスト意識の向上などの便益について
- ・ 交渉コスト、人件費の増大などの費用について
- ・ 便益と費用を踏まえた総合的評価について

(2) 対象法人等の類型別の項目

① 協約締結権のない法人等

- ア 給与に係る団体交渉のあり方と決定について
- イ 勤務時間その他の勤務条件に係る団体交渉のあり方と決定について
- ウ 全体交渉と部門別交渉それぞれにおける交渉事項について
- エ 団体交渉が不調の場合と対応について

② 協約締結権のある法人等

- ア 給与等の労働条件に係る団体交渉及び決定の状況について
- イ 労働条件の決定に影響を与える主な要素について
- ウ 協約の具体的な内容について
- エ 労働組合に加入していない職員等の労働条件の決定について
- オ 団体交渉が不調の場合と対応について

③ 新たに協約締結権が付与された法人等

- ア 給与等の労働条件に係る団体交渉及び決定の状況について
- イ 労働条件の決定に影響を与える主な要素について
- ウ 協約の具体的な内容について
- エ 労働組合に加入していない職員等の労働条件の決定について
- オ 団体交渉が不調の場合と対応について
- カ 協約締結権が付与されたことによる変化について
 - ・ 給与水準等の労働条件に関する変化について
 - ・ 所要時間や体制、内容等の団体交渉に関する変化について

④ その他（共通の質問項目）

- ・ 複数の職員団体等がある場合（協約締結権の有無を問わない）における勤務条件等に関する団体交渉のあり方と勤務条件等の決定について

(3) 今後の労使関係の課題